

# お知らせ なんたん

新南丹市  
電話 0771-68-0001

第72号(3の2)平成21年1月9日発行

## 南丹市嘱託職員、臨時職員を募集します

下記のとおり南丹市嘱託職員および臨時職員を募集します。

### <嘱託職員>

職種	勤務場所	募集人数	月額賃金	備考
保育士	市内保育所、すこやかセンター	12人	148,000	※①
給食調理員	市内保育所	3人	140,000	※①
保健師、看護師 または養護教諭	市内保育所	4人	190,000	※①
管理栄養士	市内保育所	2人	190,000	※①
心理士	発達支援センター	2人	190,000～	※②
レセプト点検員	国保医療課	3人	145,500	※③
幼稚園教諭	市内幼稚園	1人	148,000	※①
用務員	市内小・中学校	4人	124,300	
給食調理員	市内学校給食共同調理場	1人	140,000	※①
社会教育指導員	日吉町生涯学習センター	1人	136,000	※④
図書指導員	市内図書施設	1人	136,000	

### <臨時職員>

職種	勤務場所	募集人数	日額賃金	備考
一般事務	国保医療課	1人	5,760	※③
保育士	市内保育所	8人	6,160	※①
給食調理員	市内保育所	1人	6,160	※①
保育用務	知井保育所	1人	5,760	※⑤
保健師	健康課	3人	(月額) 190,000	※①
給食調理員	市内学校給食共同調理場	1人	6,160	※①
給食配膳・事務員	市内学校給食共同調理場	若干名	6,720	
給食配膳員	市内小学校	2人	(時給) 720	
幼稚園教諭	市内幼稚園	2人	6,160	※①
幼稚園バス運転手	八木中央幼稚園	2人	(時給) 1,000	※⑥
放課後児童クラブ指導員	市内放課後児童クラブ	若干名	(時給) 1,200	

※①有資格者、②臨床発達心理士の認定資格のある方(取得見込み含む)または発達相談の経験を有する方、③パソコンができる方、④週4日、土日勤務あり、⑤週1日勤務、⑥大型運転免許所持者

●勤務時間など 職種により異なりますので、お問い合わせください。

●受付期間および時間 1月15日(木)～27日(火) ※土、日曜日は除く。  
午前8時30分～午後5時15分

●提出書類 ※人事秘書課または各支所地域総務課へ提出してください。

(1) 嘱託職員(臨時職員)申込書(人事秘書課、各支所地域総務課にあります)  
(2) 履歴書(市販、横書きのもの、写真貼付)  
(3) 資格を証明する書類(写し)(有資格の職種を希望する場合のみ)

●採用 面接試験により合格者を決定し、4月1日から嘱託職員は1年間、臨時職員は半年間任用します。(面接試験日は後日お知らせします)

●その他 上記についての詳細や、上記以外の職種で臨時職員を希望される場合は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

◇問合せ先 人事秘書課 人事係 TEL (0771) 68-0008 FAX (0771) 63-0653

## 2月の母子保健事業日程表

2月の母子保健事業は下記のとおりです。

日程	事業名	対象(月齢など)	場所
2月 6日(金)	9～10カ月児健診	平成20年4月生	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
2月 9日(月)	2歳5カ月児健康相談	平成18年8月生	
2月13日(金)	3～4カ月児健診	平成20年10月生	
2月20日(金)	3歳5カ月児健診	平成17年8月生	
2月23日(月)	母親教室	妊婦	
2月24日(火)	離乳食教室	生後4カ月～1歳ごろの乳児と保護者	日吉保健センター (はーとぴあ)
2月26日(木)	1歳8カ月児健診	平成19年5月生	園部保健センター (こむぎ山健康学園)

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

◇問合せ先 健康課 母子保健係 TEL (0771) 68-0016

## 長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法の変更について

長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法について、これまでは一定の要件に該当される場合に「年金からの天引き(特別徴収)」から「口座振替(普通徴収)」に変更することができました。この度、制度改正が行われ平成21年4月以降の保険料の支払方法については、要件がなくなり、希望される方は「年金からの天引き」から「口座振替」に変更できるようになりました。支払方法の変更を希望される場合は、1月23日(金)までに下記問合せ先で手続きしてください。※期限以降に手続きをされると、平成21年6月以降の変更となります。

なお、お支払いいただく保険料の総額は変わりません。

●**手順方法** 事前に金融機関の窓口で口座振替の手続きを行っていただいた後、専用の申出書を国保医療課または各支所健康福祉課へ提出してください。(申出書は、国保医療課および各支所健康福祉課にあります)

※口座振替の手続きを金融機関でされる際には、通帳と通帳印が必要となります。

●**持参いただくもの** 口座振替申込書の本人控え、印鑑  
※代理の方が申し出いただく場合は、委任状と代理でお越しになる方の身分証明書をご持参ください。

### <確定申告時の社会保険料の控除について>

お支払い方法により、税金の控除ができる方が異なります。

年金からの天引きの場合	年金の受給者に、社会保険料控除が適用されます。(年金天引きの場合、本人以外の社会保険料控除に適用できません)
口座振替または納付書の場合	口座振替または納付書により保険料を支払った方に、社会保険料控除が適用されます。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL (0771) 68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 75歳到達月の医療費などの自己負担限度額が変わります

月の途中で75歳の誕生日を迎えられた方は、誕生月に「誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)」と、「誕生日以後の長寿(後期高齢者)医療制度」と二つの制度に加入することになります。そのため、誕生月はそれぞれの自己負担限度額が適用されることとなり、病院・薬局などでお支払いいただく自己負担金が前月と比べて2倍となる場合があります。平成21年1月から制度見直しにより「75歳到達月における自己負担限度額の特例」として、それぞれの制度の自己負担限度額を2分の1にすることで、誕生月における自己負担限度額の増額による負担の増加が解消されます。

※1日生まれの方は、誕生月に加入している制度が長寿(後期高齢者)医療制度のみとなるため、負担は増加しませんので対象外となります。

※平成20年4月から12月の間に75歳となられた方も負担が増加していた場合は、この制度が適用され差額分が支給されます。

・国民健康保険の被保険者であった時に自己負担額を超えていた場合は、個別に通知しますので支給申請書の提出をお願いします。

・長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者になられてから自己負担限度額を超えていた場合は、すでに高額療養費の支給申請をいただいている方には支払通知の後、指定の口座にお支払いします。まだ申請されていない方には、申請案内をしますので、下記問合せ先で申請してください。

◇問合せ先 国保医療課 国保年金係 TEL (0771) 68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 献血・骨髄ドナー登録にご協力ください

赤十字血液センターの採血車による献血と骨髄ドナー登録会を実施します。この時期は、血液が大変不足していますので、多くの方のご協力をお願いします。

日程	場所	受付時間
1月26日(月)	京都府園部総合庁舎 (園部町小山東町)	午前10時～11時30分 午後0時30分～3時30分

◇問合せ先 健康課 健康増進係 TEL (0771) 68-0016